

岐阜県公報

目次

告 示

共同漁業の免許
道路の区域変更

(農 政 課) 五六三
(道路維持課) 五六三

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の実施
落札者等に関する公示
土地改良区役員の退任及び就任

(商業・金融課) 五六四
(用 地 課) 五六五
(技術検査課) 五六五
(西濃農林事務所) 五六五

告 示

第二千五百七十六号
平成二十六年八月二十九日

(金曜日)

岐阜県告示第五百二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十六年八月一日第一種共同漁業を次のとおり免許した。

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業の免許の内容 容たるべき事項 等の告示の際の 公示番号	内共第一号	免 許 番 号	内共第一号	漁業権者の住所、名称及 び代表者の氏名	海津市海津町萱野二〇五 番地五 海津市漁業協同組合 代表理事 安立敏行	免許の内容等	平成二十五年岐阜 県告示第三百十二 号のとおり。ただ し、存続期間につ いては、平成二十 六年岐阜県告示第 三百四十六号のと おり
--	-------	---------	-------	------------------------	--	--------	--

岐阜県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年八月二十九日

なお、その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		上名切張線		高山市下切町六一九番二地先から同市同地先まで		高山市下切町六一九番二地先から同市同地先まで		五・〇〇 九・〇〇		三三〇・〇〇 三三〇・〇〇			
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

岐阜県告示第五百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		上名切張線		高山市下切町六一九番二地先から同市同地先まで		高山市下切町六一九番二地先から同市同地先まで		五・〇〇 九・〇〇		三三〇・〇〇 三三〇・〇〇			
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年八月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		古川津江線		高山市国府町宇津江字中村一四六二番一地先から同市同町同字同地先まで		同市同町同字同地先まで		後		前	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称) 垂井ショッピングセンター複合商業施設
不破郡垂井町表佐字大持野五五番一 外
- 二 意見の概要
垂井町長の意見
 - ・ 商業施設のオープン時は混雑が予想されるが、特に関ヶ原方面から来店する車両が、ゆりの宮交差点において右折待ちすることにより、二二号上り線(大垣方面)に渋滞が発生することが懸念される。事前に折込チラシなどにより、宮代交差点で右左折させ、迂回して商業施設予定地東に接する町道から進入するよう案内するとともに、オープン時は交通誘導員を適切に配置し、交通渋滞の解消に努められたい。
 - ・ 商業施設予定地に接する町道は、通学路であり、特に朝夕の登下校時においての一般車両の入庫及び出庫について、東側からの出入り(ゆりの宮交差点に近い出入口)を除外するなど、十分な安全対策をお願いしたい。

- ・ 国道、町道への出入りに際し、交通事故、交通渋滞が発生しないよう、交通安全施設の設置等に関して、積極的に協力願いたい。
 - ・ 廃棄物は適正に処理されたい。
 - ・ 近隣住民から騒音、異臭などの苦情があった場合は、誠意を持って対応されたい。
- (届出事項 新設)

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長職務代理人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十六年七月二十五日から

同 年十二月三十一日まで

四 作業地域

美濃加茂市

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定職務の名称及び数量 工事情報保管管理システム構築・運用保守委託業務一式

- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成26年6月20日
- 落札者を決定した日 平成26年7月31日
- 落札者の住所及び氏名 大阪府大阪市西区新本町二丁目4番8号 株式会社ヤスニテック
- 代表取締役 山脇 雅則

6 落札金額 26,460,000円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

- 部 門 の 名 称 岐阜県県土整備部技術検査課
- 所 在 地 岐阜市数田二丁目1番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
垂井町土地改良区	平成二六・八・二	理事	清水 俊	不破郡垂井町宮代一五七九番地の一
			古川 英治	不破郡垂井町栗原一五二二番地の一
			藤 墳 守	不破郡垂井町表佐一八二四番地の一
			富 田 良 一	同 二二二〇番地の三
			柳 瀬 利 美	不破郡垂井町綾戸 二五一番地
			石 井 眞 弘	不破郡垂井町平尾 一三三番地

就任した役員

土 改 良 区 名	年 就 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
垂井町土 地改良区	平成 二六 ・八 ・三	理事	清水 俊	不破郡垂井町宮代一五七九番地の一
			古川 英治	不破郡垂井町栗原一五二二番地の一
			藤 墳 守	不破郡垂井町表佐一八二四番地の一
			富 田 良 一	同 二二二〇番地の三
			柳 瀬 重 一	不破郡垂井町綾戸一〇五六番地の七
			石 井 眞 弘	不破郡垂井町平尾 一三三番地
			小 竹 久 通	不破郡垂井町府中 二二〇六番地
			寺 崎 博 男	不破郡垂井町市之尾 一九三番地
			藤 井 恒 典	不破郡垂井町大石 二四一番地
			川 瀬 桂	不破郡垂井町岩手 二五二九番地
			柏 重 利	不破郡垂井町伊吹 五一〇番地
			岩 田 進	不破郡垂井町府中 一七二八番地
			三 浦 高 雄	不破郡垂井町 一五四九番地の四
			富 田 政 美	不破郡垂井町表佐二二八二番地の一
			中 島 貞 夫	不破郡垂井町 一五九八番地の六
			林 弘 明	不破郡垂井町岩手 二四五七番地
			久 保 田 和 喜	不破郡垂井町表佐 一六五九番地
			古 山 紀 彦	不破郡垂井町 一五八三番地
			岩 田 進	不破郡垂井町府中 一七二八番地
			柏 重 利	不破郡垂井町伊吹 五一〇番地
			川 瀬 桂	不破郡垂井町岩手 二五二九番地
			高 木 一 見	不破郡垂井町大石 一六六番地
			中 村 輝 美	不破郡垂井町梅谷 三一九番地の二
			小 竹 久 通	不破郡垂井町府中 二二〇六番地

同 林 弘 明 不破郡垂井町岩手 二四五七番地
 同 中 島 貞 夫 不破郡垂井町 一五九八番地の六

平成二十六年八月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜県文芸社